

令和7年12月25日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加 納 康 至
(公印省略)

令和8年度介護報酬改定率について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、令和8年度以降の対応については、実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされておりました。

今般、日本医師会より、令和8年度介護報酬改定率が12月24日の大臣折衝をふまえて決定された旨の情報提供がありましたので、ご連絡申し上げます。

令和8年度介護報酬改定については、プラス2.03%となりました。詳細につきましては、別添資料をご参照ください。

なお、各サービスの報酬単価につきましては、令和8年1月の社会保障審議会介護給付費分科会において諮問・答申の予定となっています。

貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付文書)

- ・ 令和8年度介護報酬改定について
(令7.12.25 厚生労働省)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737

日医発第 1535 号（介護）
令和 7 年 1 2 月 2 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本 吉郎
(公印省略)

令和 8 年度介護報酬改定率について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定において、処遇改善分について 2 年分を措置し、令和 8 年度以降の対応については、実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和 8 年度予算編成過程で検討することとされておりました。

今般、令和 8 年度介護報酬改定率につきまして、1 2 月 2 4 日の大臣折衝を踏まえて決定されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

令和 8 年度介護報酬改定については、下記のとおり、処遇改善分及び基準費用額（食費）の引上げとして、プラス 2. 0 3 % となりました。

なお、各サービスの報酬単価につきましては、令和 8 年 1 月の社会保障審議会 介護給付費分科会において諮問・答申の予定となっていることを申し添えます。

記

改定率 + 2. 0 3 %

(内訳)

処遇改善分 + 1. 9 5 % (令和 8 年 6 月施行)

- ・介護従事者を対象に、幅広く月 1. 0 万円 (3. 3 %) 相当の賃上げを実現する措置

- ・生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）相当の上乗せ措置
- ※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

基準費用額（食費）の引上げ + 0.09%（令和8年8月施行）

- ・月額100円の引上げ

※低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は月額30～60円の引上げ。

以上

（添付文書）

- ・令和8年度介護報酬改定について
（令7.12.25 厚生労働省）

令和8年度介護報酬改定について

12月24日の予算大臣折衝を踏まえ、令和8年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 + 2. 0 3 %

(内訳)

処遇改善分 + 1. 9 5 % (令和8年6月施行)

- ・介護従事者を対象に、幅広く月1. 0万円(3. 3%)相当の賃上げを実現する措置

- ・生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0. 7万円(2. 4%)相当の上乗せ措置

※合計で、介護職員について最大月1. 9万円(6. 3%)の賃上げ(定期昇給0. 2万円込み)が実現する措置。

基準費用額(食費)の引上げ + 0. 0 9 % (令和8年8月施行)

- ・日額100円の引上げ

※低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は日額30~60円の引上げ。